

社員紹介コーナー

3月に長崎商業高校を卒業した宮崎玲奈です。趣味は中学時代から続けているソフトテニスをするのと、旅行に行くことです。まだまだ未熟でわからないことがたくさんありますが、笑顔と努力を忘れずに精一杯頑張りたいと思います。これからよろしくお願ひします。



宮崎 玲奈

平成25年4月入社

社員からのコメント

尾下：宮崎さんは、今年高校を卒業したばかりの、ちょっと天然っぽいかわいらしい女性です。新入社員のもつフレッシュな空気とガッツで会社を明るくしてくれることを期待しています。

下岸：今年も新卒の若い仲間が増えました！毎日、笑顔で仕事に取り組んでおり、社内も賑やかになりました。まだまだ慣れないことばかりだと思いますが、先輩方に指導してもらい、早く仕事に慣れるように頑張ってください。

深堀：入社当時はガチガチに緊張をして大人しい女性でしたが、仕事や社内の雰囲気にも慣れたのか、今は積極的に話しかけてくれる明るい女性になりました。たくさん仕事を覚えて、頼もしい人財になってください！

税制改正 医療税制への影響は？

平成25年度税制改正は3月1日に国会へ法案が提出され、法令整備が進められています。

今回の改正は、医療業界にどのような影響を及ぼすのでしょうか。個人と法人の両者に関係する医療税制をいくつかピックアップしました。

■ 概算経費特例、対象者に制限が追加

社会保険診療報酬の所得の計算に関する特例（以下、概算経費特例という）について、適用対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者が除外されます。この改正は、個人は平成26年分以後の所得税（個人住民税は平成27年度分以後）について、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

○ 概算経費特例

社会保険診療収入－概算経費（損金）

概算経費＝社会保険診療収入×概算経費率

[概算経費率（改正後）]

| | 社会保険診療収入 | 概算経費率 |
|------------------------|-----------------------|-------|
| 医業及び歯科医業に係る収入7,000万円以下 | 2,500万円以下 | 72% |
| | 2,500万円超 3,000万円以下 | 70% |
| | 3,000万円超 4,000万円以下 | 62% |
| | 4,000万円超 5,000万円以下 | 57% |

■ 医療用機器等の特別償却制度の見直しと延長

医療用機器等を取得して医療保健業の用に供した場合には、通常の償却費に特別償却費として一定の金額を上乗せして減価償却費とすることができます。これについて、対象機器等の見直しを行った上、適用期限が平成27年3月31日まで2年間延長されます。対象機器等の見直しとして、高度医療用機器に、粒子線治療装置、線形加速器システム、放射線治療装置用シンクロナイザ、補助人工心臓駆動装置等が追加され、核医学診断用裾置型ガンマカメラ、常電導磁石式全身用MR装置、全身用エレクトロンビーム X線CT診断装置等が除外されます。また、医療安全に資する医療機器等から生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置が除外され、対象機器は人工呼吸器とシリンジポンプ（いずれも警報機能付き）のみになります。